

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【公表番号】特表2005-533644(P2005-533644A)

【公表日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2005-044

【出願番号】特願2004-524516(P2004-524516)

【国際特許分類】

B 0 1 D	39/16	(2006.01)
A 6 1 M	16/06	(2006.01)
A 6 2 B	18/02	(2006.01)
B 0 1 D	39/00	(2006.01)
B 0 1 D	39/14	(2006.01)
B 0 3 C	3/28	(2006.01)
D 0 4 H	1/42	(2006.01)
D 0 4 H	1/54	(2006.01)
D 0 4 H	3/16	(2006.01)

【F I】

B 0 1 D	39/16	A
A 6 1 M	16/06	A
A 6 2 B	18/02	B
B 0 1 D	39/00	B
B 0 1 D	39/14	E
B 0 3 C	3/28	
D 0 4 H	1/42	X
D 0 4 H	1/54	Q
D 0 4 H	3/16	

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サーマルボンドされたステープルファイバーと、サーマルボンドされていない帯電したマイクロファイバーとを含有する多孔性成形ウェブを含むフィルタ要素であって、ファイバー交点で少なくとも部分的に前記ステープルファイバー間のボンドにより、前記多孔性成形ウェブが成形構造に保持されているフィルタ要素。

【請求項2】

前記多孔性成形ウェブが、約30～70重量パーセントのサーマルボンド可能なステープルファイバーと、約30～70重量パーセントのサーマルボンド不可能なマイクロファイバーとを含有する、請求項1に記載のフィルタ要素。

【請求項3】

前記多孔性成形ウェブが、重量基準でステープルファイバーよりマイクロファイバーを多く含有する、請求項1に記載のフィルタ要素。

【請求項4】

前記ステープルファイバーの長さが0.3m未満である、請求項1に記載のフィルタ要素。

【請求項5】

サーマルボンド可能なステープルファイバーと帶電したサーマルボンドされていないマイクロファイバーとを含む予備成形纖維状ウェブを提供するステップと、

前記纖維状ウェブを目的の形状へとサーマルボンド可能なステープルファイバーが熱的にボンドされてファイバー交点でボンドを示すように成形するステップと、
を含むフィルタ要素の製造方法。

【請求項6】

前記予備成形ウェブのソリディティが約5～30パーセントである、請求項5に記載の方法。